

## 議案及び議事の概要

### 第101号議案 議事録の承認について

- ・ 令和5年2月14日開催の会議の議事録について審議し、原案どおり可決（承認）。

### 第102号議案 警察官の採用選考について

- ・ 警察官の任用に関する規則第3条第1号、第3号、第4号及び第7号の規定に基づき、警察本部長から請求があった警察本部警視への採用及び国・地方公共団体等への派遣からの帰任等による採用の選考案について審議し、原案どおり可決（合格決定）。

### 第103号議案 警察職員の採用選考について

- ・ 職員の任用に関する規則第8条第1号の規定に基づき、警察本部長から請求があった警察職員の採用の選考案について審議し、原案どおり可決（合格決定）。

### 第104号議案 勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則について

- ・ 審査に関し、人事委員会は、必要があると認めるときは、その委員又は事務局長のうちから事案の審査に関する事務を担当させる者を指名することができるよう、所要の改正を行うこと
  - ・ 令和5年4月1日から施行すること
- について審議し、原案どおり可決。

### 第105号議案 給料の支給に関する規則の一部を改正する規則について

- ・ 職員の特殊勤務手当に関する条例第8条第1項に規定する特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当の日割計算について、所要の規定の整備を行うこと
  - ・ 公布日から施行すること
- について審議し、原案どおり可決。

### 第106号議案 通勤手当に関する規則の一部を改正する規則について

- ・ 「新幹線鉄道等」の用語の定義に関し、所要の規定の整備を行うこと
  - ・ 公布日から施行すること
- について審議し、原案どおり可決。

### 第107号議案 「単級手当及び複式手当の支給について」等の一部改正について

- ・ 奈良県人事委員会委員長通知「単級手当及び複式手当の支給について」、「特地勤務手当等の運用について」、「単身赴任手当の運用について」、「災害応急作業手当の運用等について」、文言修正等所要の規定の整備を行うこと
- ・ 「単身赴任手当の運用について」は令和5年4月1日から施行すること、そのほかは公布の日から施行すること

について審議し、原案どおり可決。

**第108号議案 「期末手当及び勤勉手当の運用について」の一部改正について**

- ・ 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員のうち、一部の者について職務内容等を鑑み、期末手当及び勤勉手当に係る役職加算額を適用するよう、所要の改正を行うこと
  - ・ 令和5年4月1日から施行すること
- について審議し、原案どおり可決。

**第109号議案 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第44条に係る承認について**

- ・ 定年延長制度の導入に鑑み、臨時的任用又は任期付採用される講師（教育職（二）適用の実習助手及び寄宿舍指導員含む。以下「臨時講師」という。）の給料について、任期の定めのない常勤職員との均衡を図るため、教育長から初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第44条に係る承認申請があったもの
  - ・ 60歳に達した日後の最初の4月1日以後に採用される臨時講師の号給決定について、所要の措置を講ずること
  - ・ 令和6年4月1日から施行すること
- について審議し、原案どおり可決（承認）。

**第110号議案 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第44条に係る承認の変更について**

- ・ 初任給決定について知事から初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第44条に係る承認の変更申請があったもの
  - ・ 現在は「奈良県職員社会人経験者採用試験」に合格して採用される者について、民間企業等で培った社会人経験が県行政に携わるにあたり有益であることを評価し、採用前歴について初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第14条の規定によらないで給与決定できることとしているところ、「I種試験（技術系チャレンジ型）」及び「I種試験（行政アピール型）」により採用されることとなった者においても、同様の措置をとること
  - ・ 令和5年4月1日から施行すること
- について審議し、原案どおり可決（承認）。

**第15号報告 職員に関する条例の制定等に伴う意見について**

- ・ 令和5年2月17日付けで議会から「知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例」及び「地域において良い人材を集め育成することを目指した良い職場づくりの推進に関する条例」について、意見聴取依頼があったことに対し、当委員会の会議を開く暇がないと認められたため、個別に各委員に相談等して意見を求めた上で、奈良県人事委員会事務局規程第3条の規定に基づき同月20日付けで事務局長が専決した（適当を認める旨を回答した）ことを報告。

**第16号報告 令和5年度奈良県職員採用I種試験（技術系チャレンジ型）の実施について（変更）**

- ・ 令和5年1月27日に承認した「I種試験（技術系チャレンジ型）」の採用予定人員について、令和5年3月1日付けで知事から変更する必要がある旨報告があったが、当委員会の会議を開く暇がないと認められたため、個別に各委員に相談等して意見を求めた上で、奈良県人事委員会事務局規程第3条の規定に基づき同月2日付けで事務局長が専決した（変更を承認した）ことを報告。

以上